

健康保険 被扶養者（異動）

常務理事	事務長	事務次長	課長	係長	担当者

① 記 号	② 番 号	③ 被 保 険 者 の 氏 名	④ 性別	⑤ 生年月日	⑥ 資格取得年月日	⑦ 標準報酬 月 額
				年 月 日	年 月 日	千円
⑧ 住民票住所	〒 -					⑨ 配偶者の有無

⑩増加 減少 の別	⑪ フリガナ 被 扶 養 者 の 氏 名	⑫続柄	⑬性別	⑭ 生 年 月 日	⑮ 職 業	⑯同世帯 別世帯	⑰ 年 間 収 入 雇用保険の受給申請	⑱ 異 動 年 月 日 及 び 原 因	⑳組合 認 定 年 月 日 使用欄 削 除 年 月 日
		⑮ 個 人 番 号				給与・年金・その他	令和 年 月 日		年 月 日 認定
						円			年 月 日 削除
	住民票の住所 (被保険者と同じ 場合は記載不要)	〒 -				資格確認書 発行要否	☐ 要 ☐ 否		要介護の高齢者・障害者・マイナ保険証の 利用が困難な要配慮者に該当する場合は チェックしてください。
				年 月 日			給与・年金・その他	令和 年 月 日	年 月 日 認定
						円		年 月 日 削除	
	住民票の住所 (被保険者と同じ 場合は記載不要)	〒 -				資格確認書 発行要否	☐ 要 ☐ 否	要介護の高齢者・障害者・マイナ保険証の 利用が困難な要配慮者に該当する場合は チェックしてください。	
				年 月 日			給与・年金・その他	令和 年 月 日	年 月 日 認定
						円		年 月 日 削除	
	住民票の住所 (被保険者と同じ 場合は記載不要)	〒 -				資格確認書 発行要否	☐ 要 ☐ 否	要介護の高齢者・障害者・マイナ保険証の 利用が困難な要配慮者に該当する場合は チェックしてください。	

年 月 日 提出

受付日付印

事業所所在地	〒 -
事業所名称	
事業主氏名	
電 話	()

備 考
社会保険労務士の提出代行者

【入力の方法】

1. ①欄は、事業所の記号を入力してください。
2. ②欄は、被保険者の番号を入力してください。
3. ⑤欄、⑥及び⑭欄の年号は、該当する年号を選択してください。
4. ⑥欄は、被保険者の資格取得年月日を入力してください。
5. ⑦欄は、被保険者の標準報酬月額を入力してください。
6. ⑧欄は、郵便番号・住民票住所を都道府県名から入力してください。
7. ⑨欄は、配偶者の有無を選択してください。
8. ⑩欄は、被扶養者が増えた場合は「増」を、減った場合は「減」を選択してください。
9. ⑪欄は、戸籍上の氏名を入力し、フリガナ欄は、カタカナで正確に入力してください。
10. ⑫欄は、被保険者との続柄を選択してください。
11. ⑮欄は、個人番号を入力してください。扶養から除く場合は、入力不要です。
12. ⑯欄の職業は、会社員、パート、主婦、学生などを入力してください。
13. ⑰欄は、被扶養者になる方に収入がある場合は、年間収入額を入力し、収入がない場合は、「0」を入力してください。
14. ⑳欄は、被保険者となると同時に被扶養者となる方については、被保険者の「資格取得年月日」を入力し、その後に追加となる方は、「出生年月日」「婚姻日」など事実の発生した年月日を入力してください。
例えば、結婚の場合は婚姻日を、離職（退職）の場合は離職（退職）日を入力してください。
また、死亡により被扶養者から除かれる方については「死亡日」、就職等により被扶養者から除かれる方については「就職日等」（該当事由が発生した日）を入力してください。

【この届書に添付して提出する書類】

1. 16歳以上で無収入の方を被扶養者として届け出る場合は、その方が被保険者によって生計を維持されていることを証明する「非課税証明書」「在学証明書」などを添付してください。
2. 被扶養者として届け出る方に給与・年金等がある場合、その収入の証明となるもの「年金通知書」「給与明細書」などの写しを添付してください。
3. 扶養増の場合は、「世帯全員の住民票」を添付してください。
4. そのほかにも、被扶養者の認定にあたり各種証明書を添付していただく場合があります。

【認定基準について】

☆被扶養者として申請する方が被保険者と同一の世帯に属している場合

原則として認定対象者の年間収入が130万円（60歳以上である場合、または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者の場合は180万円。以下同じ）未満で、かつ被保険者の年間収入の2分の1未満の場合であって、主として被保険者の収入によって生計を維持されている方について認定されます。

☆被扶養者として申請する方が被保険者と同一の世帯に属していない場合

被保険者と同居が条件でない認定対象者が、被保険者と別居している場合は、原則として、認定対象者の年間収入が130万円（60歳以上である場合、または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者の場合は180万円。以下同じ）未満で、かつ、被保険者からの援助額が収入額より多い場合であって、主として被保険者の収入によって生計を維持されている方について認定されます。

※日額3,612円（130万円の360分の1）以上の雇用保険の給付、出産手当金、傷病手当金等の受給期間中は認定できません。（60歳以上の方、障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者の場合は、各々月額150,000円、日額5,000円以上となります）。

※「認定対象者の生活費」および「被保険者の援助額」等から主とした生計維持関係書類を確認させていただく場合がございます。